【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2020年10月2日

【会社名】 株式会社和井田製作所

【英訳名】 WAIDA MFG.CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 和井田 光生

【本店の所在の場所】 岐阜県高山市片野町2121番地

【電話番号】 0577(32)0390(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 森下 博

【最寄りの連絡場所】 岐阜県高山市片野町2121番地

【電話番号】 0577(32)0390(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 森下 博

【縦覧に供する場所】 株式会社和井田製作所東京支店

(東京都港区西新橋二丁目18番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年6月23日開催の第91回定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年6月24日に臨時報告書を提出いたしましたが、当社の議決権行使集計業務を委託している三井住友信託銀行株式会社(当社の株主名簿管理人)において、一部議決権の未集計が判明したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 2 報告内容
- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	48,934	<u>84</u>		(注) 1	可決	99.77
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件						
和井田 光生	48,445	<u>573</u>		(注) 2	可決	<u>98.77</u>
久保 朝義	48,528	<u>490</u>			可決	98.94
森下 博	<u>48,855</u>	<u>163</u>			可決	99.61
松村 忠典	48,800	<u>218</u>			可決	99.49
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)に対する役員 賞与支給の件	48,772	246		(注) 1	可決	99.44
第4号議案 監査等委員である取 締役に対する役員賞 与支給の件	<u>46,911</u>	2,107		(注) 1	可決	95.64
第5号議案 取締役に対する譲渡 制限付株式の付与の ための報酬決定の件	48,570	448		(注) 1	可決	99.03

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	<u>50,465</u>	<u>182</u>		(注) 1	可決	99.58
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件						
和井田 光生	<u>49,976</u>	<u>671</u>		(注) 2	可決	<u>98.62</u>
久保 朝義	<u>50,059</u>	<u>588</u>			可決	98.78
森下 博	50,386	<u>261</u>			可決	99.43
松村 忠典	<u>50,331</u>	<u>316</u>			可決	99.32
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)に対する役員 賞与支給の件	50,297	<u>350</u>		(注) 1	可決	99.25
第4号議案 監査等委員である取 締役に対する役員賞 与支給の件	48,436	2,211		(注) 1	可決	<u>95.58</u>
第5号議案 取締役に対する譲渡 制限付株式の付与の ための報酬決定の件	50,094	<u>553</u>		(注) 1	可決	98.85

⁽注) 1.出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

^{2.}議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。